

福井県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

令和5年9月5日

福井県監査委員	兼井 大
同	山浦 光一郎
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	坂井高等学校
監査結果の報告を受けた年月日	令和5年7月24日
監査の結果	<p>《指導事項》 授業料の現金領収事務において、複数職員の関与が徹底されておらず、内部統制が有効に機能していなかったことにより、財務規則に反する不適切な事務処理が行われていた。</p> <p>《検討事項》 坂井高等学校において、担当職員が不適切な事務処理を行い、現金領収した授業料を着服する事案が発生したことは極めて遺憾である。</p> <p>このような不祥事が二度と発生することのないよう、現金領収事務について内部チェック体制の確立、現金領収の機会を減らす取組みなど、再発防止対策を確実に実施し、学校運営に対する県民の信頼回復に努められたい。</p>
措置の内容	<p>《指導事項》 授業料の現金領収の際には必ず2名以上で対応し、現金確認を行うことを徹底している。</p> <p>現金受領の際に作成する「授業料・学納金現金納付明細兼現金送達簿」（学校独自様式）に受領者、確認者欄を設け、対応した職員が署名することとした。また、金融機関へ払い込むまでの金庫内保管についても、出納員が再度現金および領収済通知書を確認し、保管を行っている。</p> <p>金融機関へ現金を払い込む際には、現金、現金払込書を現金送達簿により事前チェックし、払込後にも領収書を確認し最終確認を行っている。</p> <p>《検討事項》 今後振替不能となった授業料については保護者に納入通知書を送付し金融機関での納付を依頼するとともに、振替不能が続く場合には、口座変更手続きを案内し現金受領の機会を減らしていく。現金領収事務について内部統制が機能するようチェック体制を強化し、今後とも再発防止対策を実施していく。学校運営に対する県民の信頼を回復できるよう一層の努力を行う。</p>